

地域密着型介護老人福祉施設白ゆり南あいの里運営規程

(サテライト型事業所)

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人悠生会が開設する地域密着型介護老人福祉施設白ゆり南あいの里（以下、「施設」という）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、入居者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（以下、「ユニット」という。）ごとにおいて地域密着型施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭に置き、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築きながら自律的な日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視しながら札幌市や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

(本体施設との連携)

第2条の2 施設は、特別養護老人ホーム白ゆりあいの里（札幌市北区あいの里3条8丁目14番1号）（以下「本体施設」という。）のサテライト型居住施設として、本体施設との密接な連携を確保し、重要事項の決定については、本体施設の承認を得て行うものとする。

第2章 施設の名称等

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

(1) 名 称

地域密着型介護老人福祉施設白ゆり南あいの里

(2) 所在地

札幌市北区南あいの里5丁目4番1号

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

(1)	管理者（施設長）	1 名（常勤）
(2)	医師	1 名以上（非常勤）
(3)	生活相談員	1 名以上（常勤）
(4)	介護職員	10 名以上（常勤換算にて、入所者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上）
(5)	看護職員	1 名以上（常勤）
(6)	栄養士	1 名以上（常勤）
(7)	機能訓練指導員	1 名以上（非常勤）
(8)	介護支援専門員	1 名以上（常勤・兼務）
(9)	調理員	業務委託
(10)	事務員	必要数

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

（職務）

第 5 条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

(1)	管理者は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。また、短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ管理者が定めた職員が管理者の職務を代行する。
(2)	医師は、入居者及び職員の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
(3)	生活相談員は、入居者の生活相談、面接、身上調査並びに入居者処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
(4)	介護職員は、入居者の日常生活の介護、援助に従事する。 「入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的（※）に行う。 ※ 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士より、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年 2 回以上受ける。
(5)	看護職員は、入居者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
(6)	栄養士は、献立作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
(7)	機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(8)	介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら施設サービス計画書を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入居者の満足度を確保する。
(9)	調理員は、給食業務に従事する。
(10)	職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

2 職員は、別に定める「介護マニュアル」「食事援助マニュアル」「感染症対策マニュアル」「転倒防止対策マニュアル」を遵守することとする。

3 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

第4章 入居定員

(定員)

第6条 施設の入居定員は、29名とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはない。

第5章 入居者に対するサービス内容及び入居料その他の費用額

(施設サービス計画の作成と開示)

第7条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した施設サービス計画書等の原案を作成し、それを施設入居者に対して面接の上説明し文書により合意を得るものとする。

2 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できるものとする。

3 上記の記録は、契約終了後5年間保存しなければならない。

(サービスの提供)

第8条 施設は、サービスの提供にあたっては、入居者又はその家族に対して、施設サービス計画書に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。又、施設サービス計画書を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 施設は、施設サービス計画書等に則って行ったサービス提供の状況やその折の入居者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

2 施設は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5月年間保存しなければならない。

(居室及びユニット)

第10条 施設が提供する一の居室は原則個室とし、施設が提供する居室は重要事項説明書に記載するとおりとする。その際、選択する階及び居室は、入居者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が入居者に対して居室の状況、入居料等を文書により説明し合意を得るものとする。

2 ユニット数は、3ユニットとする。

3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

4 1ユニットの定員は、施設にあつては9人又は10人とする。

①実りの家 定員10名 ②花の家 定員9名 ③森の家 定員10名

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの入居者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造となっている。

2 入居者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備が設置されている。

(入浴)

第12条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。但し、入居者に傷病があつたり感染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第13条 入居者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない入居者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第14条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第15条 食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、基本的に次のとおりとする。

(1) 朝食	7時30分～8時30分
(2) 昼食	12時00分～13時00分
(3) 夕食	17時30分～18時30分

3 最低1日前に、予め欠食する旨の連絡があつた場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

4 栄養室が提供する食事以外で入居者が個別に希望される刺身等のメニューを、契約書別紙に定める料金で提供するものとする。

5 医師の処方箋による特別食は、別に定める料金で提供するものとする。

6 「特別な食事」として、通常の食事にかかる費用を超えるような高価な材料を使用し特別な調理を行う選択食を希望者に提供する。(また、年間を通じて、季節感あふれる元旦の御節料理、

花見の松花堂弁当、敬老祭の松花堂弁当、及び季節鍋料理を、別に定める料金で提供するものとする。)

(送迎)

第16条 入居者の入居及び退所時には、入居者の希望、状態により自宅まで送迎を行う。

2 送迎を行う通常の実施地域は、原則として札幌市内全域とする。

(相談、援助)

第17条 入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第18条 入居者の心身の状況等に応じて、入居者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(社会生活上の適宜の供与等)

第19条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、入居者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

1 日当たりの主な日課及び年間行事は以下の通りとする。

(1) 1日当たりの主な日課

6時～7時	起床、洗面
7時～7時30分	健康チェック
7時30分～8時30分	朝食、口腔ケア
9時～9時30分	リハビリ体操、機能訓練
9時30分～11時30分	入浴
12時00分～13時00分	昼食、口腔ケア
13時30分～14時30分	レクリエーション
15時～15時30分	おやつ
15時30分～16時30分	回診
17時30分～18時30分	夕食、口腔ケア
18時30分～21時	団欒
21時	就寝消灯

(2) 年間行事計画(原則、ユニットごとの計画、実施とする)

4月	地域交流会
5月	花見、4、5月誕生会(兼母の日交流)
6月	6、7月誕生会(兼父の日交流)
7月	七夕
8月	夏祭り、8、9月誕生会
9月	敬老式典、老人健診、防災訓練

10月	紅葉、健康診査、インフルエンザ予防接種
11月	地域交流会、10、11月誕生会
12月	クリスマス会
1月	新年会、鏡開き、12、1月誕生会
2月	節分
3月	ひな祭り、2、3月誕生会

2 入居者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者が行うことが困難である場合は、申し出及び同意に基づき、ホームが代わって行うことができる。

3 入居者の希望により、要介護認定の更新や、再認定の代行業務を行う。

(介護)

第20条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の入居者の状態に合わせ、施設サービス計画書にそって提供するものとする。

(リネン交換)

第21条 毎週一回に、居室のリネン交換を行うこととする。その他、汚れた時に随時交換を行う。また、入居者のご希望や身体の状態に合わせて、医務室やリハビリとの連携の上、適切なベッドマットへの交換を、リネン交換日に合わせて行うこととする。

(理美容室サービス)

第22条 重要事項説明書に記載する理美容師の来所日に、入居者のご希望に合わせて別に定める料金にて提供することとする。

(健康保持)

第23条 医師又は看護職員は、別に定める健康管理基準書に則り、常に入居者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(金銭等管理代行)

第24条 預り金等は、原則、入居者又は家族管理であるが、やむを得ない事情がある場合は重要事項説明書に記載する料金で施設が管理の代行を行うこととする。

(入院期間中の対応)

第25条 入居者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3か月しても医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、入居者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入居することができるよう、入居者又は家族と協議して定めるものとする。

(入院ベッドの活用)

第26条 入院中の空きベッドは、介護保険法により空きベッドを、短期入所事業所のベッドとして他者が使用できるものとする。

(緊急時の対応)

第27条 身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等で入居者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 施設は、入居者について救急要請必要と認めた場合、状況に応じ医療機関へ受け入れ確認連絡、緊急連絡先の家族へ速やかに連絡、救急車対応を行う。

診察の必要性は考えられる場合については嘱託医へ状況報告し指示を受ける。日中は勤務している看護師より連絡、夜間帯はオンコール対応看護師より嘱託医へ連絡を行うものとする。

(入居料)

第28条 施設の入居料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として、重要事項説明書に記載する料金から利用料（各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額）、滞在費、食費を入居者の経済状況に応じた費用と、入居者の選択によりかかるサービスの入居料の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め入居者に対し説明を行い入居者の同意を得るものとする。

2 理美容代及び本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、別に定める入居料とする。

3 特別な食費等追加的費用は、別に定める入居料とする。

4 特例施設介護サービス費、高額介護サービス費等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。

5 入居料は暦月によって、月額入居料を毎月支払うものとし、入居開始又は入居終了に伴って1か月に満たない期間を入居した場合等は、日割り計算によって計算するものとする。

6 施設の入居者は、月額入居料を翌月20日から月末までに、施設に、現金又は自動口座振替で支払うものとする。

第6章 施設入居にあたっての留意事項及び職員の義務

(自己選択の生活と共同生活への尊重)

第29条 入居者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第30条 入居者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届出るものとする。

(面会)

第31条 入居者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。管理者は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

(健康留意)

第32条 入居者は、努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断は特別の理由がない限り、これを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第33条 入居者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また、施設に協力するものとする。

2 管理者、医師、看護師、その他の職員及び衛生管理者は、次の各号の実施に努めなければならない。

- (1) 衛生知識の普及、伝達
- (2) 原則年2回の全館防虫防鼠消毒及び年1回の大掃除
- (3) その他必要なこと

(感染症対策)

第34条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね月に1回開催する。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、前号の対策委員会にて随意見直すこと。
- (3) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修会を定期的に開催すること。
- (4) その他関係通知の遵守、徹底

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第35条 入居者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに札幌市、入居者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(施設内の禁止行為)

第36条 入居者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 健康増進法に則り、所定場所以外での喫煙をすること。
- (5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (6) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

第37条 施設は、業務上知り得た契約者、入居者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿します。

2 職員は業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第7章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第38条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な防災計画をたて、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を原則として少なくとも年2回は実施する。そのうち年1回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。

3 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努める。

4 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

5 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

(業務継続計画の策定等)

第39条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。

- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第8章 その他の運営についての重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第40条 事業者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。
- 3 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) 入居者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。
 - (10) 当該入居者を無視すること。

(身体拘束等)

第41条 施設は、入居者の身体拘束は行わない。しかし、入居者又は他の入居者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には身体拘束等を行うことができ、行った場合にはその態様、時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(入居資格)

第42条 施設の入居資格は、要介護認定にて要介護と認定され、本施設の入居を希望する方であって、入院治療を必要とせず、入居料の負担ができる入居者及びその他法令により入所できる入居者とする。

2 厚生労働省制定の緊急度判定基準において対象者と認定され、施設の入居判定委員会にて入居と判断された者で、居室の状況に適応する方より入居する。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第43条 入居にあたっては、あらかじめ、入所申込者及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書及び契約書別紙を交付して説明を行い、入所申込者との合意の上、契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第44条 施設・設備の入居時間や生活ルール等は、管理者が入居者と協議の上決定するものとする。

2 入居者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。

3 施設・設備等の維持管理は職員が行うものとする。

(葬儀等)

第45条 死亡した入居者に葬儀を行う方がいない時及び遺留金品がある場合は、管理者は、老人福祉法第11条2項の規定を準用し、札幌市と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第46条 事業者は、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(従業者の質の確保)

第47条 事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保する。

2 事業者は、利用者に対する介護に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(苦情対応)

第48条 入居者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者またはその家族に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、別に定める施設苦情・相談解決制度に記載された通りである。

(介護サービス情報の公表)

第49条 8会福祉法第24条等及び介護保険法に則り、市民が社会福祉法人悠生会地域密着型介護老人福祉施設白ゆり南あいの里が提供するサービスを安心して入居できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人・施設のホームページ等において行うものとする。

(職場におけるハラスメント)

第50条 事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第9章 雑則

(委任)

第51条 この規程の施行上必要な窓口については、管理者が別に定める。

(改正)

第52条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人悠生会理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 25 年 7 月 5 日から施行する。

附則

この規程は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。